

交通事故などでけがをした場合は届け出が必要です

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方が、交通事故や犬の咬傷など第三者の行為によって負傷した場合、届け出をすることで保険証を使って治療を受けることができます。

○第三者行為とは

- ・交通事故(自動車事故、自転車事故)
- ・他人の犬にかまれた、他人に殴られたなど

○このような場合も届出が必要です

- ・自損事故の場合
- ・同乗中の事故などで、相手(加害者)が家族や親戚の場合
- ・相手が不明の場合
- ・ご自身の過失が大きい場合

※相手方との取り決めや示談をする前に届け出ください。示談内容により、第三者行為によって医療機関で受診した治療費については、被保険者ご自身で負担しなければならなくなる場合があります。示談をする場合も必ず、事前に医療保険課へご連絡ください。

○保険証が使えないとき

- ・工作中や通勤中のけがや病気
- ・飲酒運転や無免許運転などの不法行為による事故

※けんかや泥酔、犯罪による傷病については、保険証が使用できない場合があります。

問 本庁 医療保険課 医療・年金グループ ☎52-1111 内線167

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業について

小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方に必要な日常生活用具を給付します。

○対象者

市内在住で以下のすべての要件を満たす児童

- ・小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けた児童で、給付の対象となる用具ごとの給付要件に該当する方
- ・児童福祉法、障害者総合支援法などの給付対象とならない方
- ・在宅での療養が可能と医師が判断した方

※一定所得以上の世帯の方は対象外になります。

○給付の対象となる用具の種類と自己負担額

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装置(蓄便袋)、ストーマ装置(蓄尿袋)、人工鼻、の18品目

※所得に応じて自己負担があるほか、基準額を超える額についても自己負担となります。

○その他

給付を希望される方は、必ず購入前にご相談ください。申請書類等をご案内します。

購入後の申請はできませんのでご注意ください。

問 本庁 社会福祉課社会福祉G ☎52-1111 内線133 134 135

<記号の見方>

問：問い合わせ先 **申込**：申し込み先 **本庁**：常陸大宮市役所 **山支**：山方支所 **美支**：美和支所 **緒支**：緒川支所
御支：御前山支所 **教委**：市教育委員会 **教山**：山方分室 **教美**：美和分室 **教緒**：緒川分室 **教御**：御前山分室
かがやき：総合保健福祉センター(かがやき) **社協**：社会福祉協議会 **G**：グループ